資料４

教育・保育施設等に係る
利用定員の設定及び確認について

令和８年１０月

子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員

１　制度の概要

子ども・子育て支援新制度では、北海道等の認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所からの申請に基づき、市町村が事業計画に照らし、１号認定（教育）、２号認定（保育）、３号認定（保育）ごとの利用定員を定めた上で給付の対象施設となることを確認し、給付費（委託費）を支払うこととなっています。

≪認可制度と確認制度の関係≫

<table>
<tr><th>項　目</th><th>施設・事業</th><th>認可の権限</th><th>確認の権限</th></tr>
<tr><td rowspan="4">教育・保育施設
（施設型給付）</td><td>幼稚園</td><td rowspan="3">北海道</td><td>私学助成幼稚園</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td><td rowspan="4">②
江別市
「江別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に基づく</td></tr>
<tr><td>保育所</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域型保育
（地域型給付）</td><td>小規模保育</td><td rowspan="4">①
江別市
「江別市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づく</td></tr>
<tr><td>家庭的保育</td></tr>
<tr><td>事業所内保育</td></tr>
<tr><td>居宅訪問型保育</td></tr>
</table>

※「認可」及び「確認」を受けた施設・事業が、「子どものための教育・保育給付」の対象となります。

①は、「江別市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき認可を行う。

②は、「江別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に基づき、利用定員を定めた上で確認を行う。

利用定員の設定予定等

２　運営主体の変更に伴い廃止・確認辞退を行う施設

（１）夢ふうせん東野幌保育園

類型		保育所	
廃止年月日		令和９年３月３１日（予定）	
施設	名称	夢ふうせん東野幌保育園	
	所在地	東野幌本町 7-20	
設置者	名称	株式会社エムリンクホールディングス	
	所在地	北見市美芳町５丁目 2-13	
認可・利用定員	３号認定	１～２歳	13 人
		０歳	３人
	２号認定	３～５歳	24 人

（２）小規模保育所夢ふうせん

類型		小規模保育事業Ａ型	
廃止年月日		令和９年３月３１日（予定）	
施設	名称	小規模保育所夢ふうせん	
	所在地	東光町 12-4	
設置者	名称	株式会社エムリンクホールディングス	
	所在地	北見市美芳町５丁目 2-13	
認可・利用定員	３号認定	１～２歳	16 人
		０歳	３人

３　令和９年度　利用定員の設定（確認予定施設）

（１）運営主体の変更に伴い確認を行う施設

①夢ふうせん東野幌保育園

類型		保育所	
設置年月日		令和９年４月１日（予定）	
施設	名称	夢ふうせん東野幌保育園	
	所在地	東野幌本町 7-20	
設置者	名称	株式会社エムリンク札幌	
	所在地	緑町東３丁目 111 番地 32 号	
認可・利用定員	３号認定	1～2歳	13 人
		０歳	３人
	２号認定	３～５歳	24 人

②小規模保育所夢ふうせん

類型		小規模保育事業Ａ型	
設置年月日		令和９年４月１日（予定）	
施設	名称	小規模保育所夢ふうせん	
	所在地	東光町 12-4	
設置者	名称	株式会社エムリンク札幌	
	所在地	緑町東３丁目 111 番地 32 号	
認可・利用定員	３号認定	1～2歳	16 人
		０歳	３人

（2）新規確認施設

類型		事業所内保育（小規模Ａ型）	
設置		令和９年４月１日（予定）	
施設	名称	事業所内保育所愛保育園（仮称）	
	所在地	新栄台 46 番地の 12	
設置者	名称	社会福祉法人北海道友愛福祉会	
	所在地	新栄台 46 番地の 10	
認可・利用定員	３号認定	１～２歳	８（４）人
		０歳	２（０）人

※（　）内は、事業所内保育の定員のうち地域枠の定員数です。

（3）保育所から認定こども園へ移行する施設

（単位：人）

No.	施設名称		１号（教育）	２号（保育）	３号（保育）		計	摘要
			3～5 歳	3～5 歳	1～2 歳	０歳		
1	江別桃の花こども園（仮称）（2条5丁目9-2）	移行前	－	49	18	3	70	
		〃後	10	46	21	3	80	
		差	10	△3	3	0	10	

※　保育所から保育所型認定こども園へ移行

４　≪参考≫すでに確認を受けた施設のうち、利用定員を変更する施設

（単位：人）

No.	施設名称		１号（教育）	２号（保育）	３号（保育）		計
			3～5 歳	3～5 歳	1～2 歳	０歳	
1	認定こども園あけぼの（大麻栄町 11－12）	変更前	55	60	35	9	159
		〃 後	40	60	38	12	150
		差	△15	0	3	3	△9

５　≪参考≫令和９年度の利用定員（提供体制）見込

（単位：人）

No.	項　目	１号（教育）	２号（保育）	３号（保育）		計
		3～5 歳	3～5 歳	1～2 歳	０歳	
1	前記３（１）（２）（３）の確認予定施設（４施設）	10	70	58	11	149
2	前記４のすでに確認を受けている施設のうち、利用定員を変更する施設（１施設）※変更後	40	60	38	12	150
3	定員変更のない幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育施設（43 施設）	1,399	1,114	745	203	3,461
令和９年度利用定員見込（４８施設）　①		1,449	1,244	841	226	3,760
令和８年度利用定員（47 施設）（参考）　②		1,454	1,247	827	221	3,749
差（①－②）		△5	△3	14	5	11